

<用語の解説>

■アドプト制度

地域の住民が身近な道路、河川などの公共スペースを「自分のこども」のように愛着をもって、清掃、緑化活動などを行い、まちの魅力向上につなげていくことを目的とした制度。

■美しい景観づくり連絡調整会議

景観づくりを総合的、かつ効果的に推進するため平成4年に設立。景観まちづくりに携わる大阪府庁内関係室課で構成。

■エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業者・地権者等による主体的な取り組み。

■大阪美しい景観づくり推進会議

府民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、ともに協働して景観づくりに取り組むことにより、大阪の豊かで世界に誇れる美しい景観づくりを府民運動として展開していくことを目的に、平成6年に設立。参画団体の自発的な景観づくり活動、府民間の情報交流・情報交換活動等を行なっている会議。

■大阪都市景観建築賞

大阪府、大阪市、大阪府内の建築団体の共催で個性と風格のある都市景観の形成のために、景観上優れた「建物」、「建物を中心としたまちなみ」を表彰するもの。

■大阪府景観形成誘導推進協議会

大阪府および市町村が行う景観形成および保全のための規制、事業、方針等の立案など景観行政に関して、相互の理解と把握、および協力、調整を行うため、施策の調査・研究、情報交換、協議等を行うことを目的に、平成8年に設立した協議会。

■大阪府景観条例

景観形成に関して、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、それぞれの連携及び協力の下に府民の生活及び文化の反映である都市の景観、歴史的景観及び自然景観の創造又は保全を図ることにより、風格ある都市空間及び豊かな生活空間を創造し、もって府民の文化的な生活の確保に資することを目的に制定された条例。

■大阪府公共事業景観形成指針

大阪府が公共事業を実施するに当たり、良好な景観形成に積極的に貢献するために必要な事項を定めるもの。

■おおさか優良緑化賞

建築物敷地等緑化推進制度等で優れた緑化等の取り組みを表彰するもの。

■近郊緑地保全区域

無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として指定されるもの。

■クラウドファンディング

ある目的、志などのため不特定多数の人から資金を集める行為のこと。大衆(crowd)と財政的支援(funding)を組み合わせた造語。

■グランドデザイン・大阪

変化し、躍動する大阪の今後の方向性を広く世界に発信するとともに、府域全域の方向性を示す「将来ビジョン・大阪」に基づき、2050年を目標とする大都市・大阪の都市空間の姿をわかりやすく示したもの。

■グランドデザイン・大阪都市圏

大阪が東西二極の一極として、大きく発展していくためには、創造的な人材をはじめとする多様な人の集積や、地域のストック・ポテンシャルを最大限に活かして地域価値の創造を進め、人がいきいきと活動できる魅力あふれる都市空間となる必要があるとの観点から、2050年を目標に、府域全体の都市空間創造に向けた大きな方向性を示すもの。

■景観協議会

景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構等により組織される協議会。

■景観行政団体

景観法に基づく諸施策を実施する行政団体、地方自治法上の指定都市、中核市の区域にあってはそれぞれ当該市が、その他の区域にあっては都道府県になるが、その他の市町村も都道府県と協議すれば都道府県に代わって景観行政団体になることができる。景観行政団体は景観計画の策定・変更と景観計画に基づく行為の規制の他、景観協議会の設立・運営、景観形成に取り組む NPO 法人や公益法人を景観整備機構として指定するなどの業務を行うことができる。

■景観計画

景観法に基づき、一定の区域において、「良好な景観の形成に関する方針」や「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」を定め、良好な景観の形成を図ることを目的に景観行政団体が定める計画。

■景観重要建造物、景観重要樹木

景観法第 19 条・28 条に基づき景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物・樹木で景観行政団体が指定するもの。

■景観整備機構

地方公共団体に代わって、あるいは地方公共団体とともに良好な景観の形成に取り組む主体として公益法人又は NPO 法人のうち一定の業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるもので、申請により景観行政団体が指定するもの。良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助や景観重要建造物又は景観重要樹木の管理など、良好な景観の形成を推進するために必要な業務を行う団体。

■景観法

都市、農山漁村における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定により、美しく風格のある国土の形成、潤いある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として平成 16 年に制定された法律。

■建築協定・景観協定・緑地協定

地域住民が、自発的に地域の実情に応じたきめ細やかなルールを取り決めて、それをお互いに守りあうことを制度化したもの。

■シビックプライド

地域の住民や働く人々が、そのまちに対する「誇り」や「愛着」。

■地区計画

既存の他の都市計画を前提に、地区の実情に応じたまちづくりを誘導するため、ある一定のまとまりを持った地区を対象として、建築物等に関するきめ細やかなルールと生活道路や公園等の公共施設に関する計画を一体的に定めるもの。

■ビュースポット

一般的に「視点場」の意味。大阪府の景観の取組みにおいては、府内の景観資源を美しく眺めることができる場所、自然などの眺めの良い場所だけでなく、旧街道や宿場町などの歴史的・文化的景観や美しいまちなみを眺めることができる場所。

■プラットフォーム

「地域協働の場」であり、行政のみならず、市民、起業、NPO、大学など地域の多様な主体が地域の諸課題を共有し、まちづくりを推進していく住民自治の手法。景観協議会もプラットフォームの一つ。

■みどり

周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペースなど。

■みどりの風促進区域

「みどりの大阪推進計画」に基づき指定される、海と山をつなぐみどりの太い軸線の形成を通じ、府民が実感できるみどりを創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や官民一体となったオール大阪でのみどりづくりを促進するため、道路や河川を中心に、一定幅の沿線民有地を含めた区域。

■リノベーション

リフォームが新築時の目論みに近づく様に復元する修繕であるのに対し、リノベーションは新築時の目論見とは違う次元に改修する改修とされている。一般的には、建物を大幅に改修し、古い建物を新しい状態に戻すのではなく、大規模な設備更新や間取り変更などを伴い、建物に新たな付加価値を与えることを目的としたもの。

■ワークショップ

地域にかかる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が、経験交流や魅力的な協働作業を通じて、地域の課題発見・創造的な解決策や計画案の考案・それらの評価などを行なっていく活動。

■DID 地区

人口集中地域のこと。英訳 (Densely Inhabited District) の頭文字をとって「DID」と呼ばれる。国勢調査の集計のために設定される統計地域で、人口密度が 4,000 人 / km² 以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が 5,000 人以上となる地域。